

資料編

1 策定経過

開催日	審議内容等
令和元年5月30日	第1回松原市子ども・子育て会議 (1) 松原市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果報告 (2) 第2期松原市子ども・子育て支援事業計画策定の手順について (3) 第2期松原市子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュールについて (4) その他
7月22日	第2回松原市子ども・子育て会議 (1) 前回会議について (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績及び教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について (3) 基本目標毎の具体的な取り組みに掲げる事業の進捗状況の報告について (4) その他
10月31日	第3回松原市子ども・子育て会議 (1) 前回会議について (2) 第2期松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）について (3) パブリックコメントの実施について
令和2年2月1日 ～3月2日	第2期松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントを実施
令和2年3月7日	第4回松原市子ども・子育て会議 (1) 前回会議について (2) 「第2期松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）」におけるパブリックコメントの実施結果について (3) 「第2期松原市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

2 松原市子ども・子育て会議条例等

○松原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 8 日条例第 48 号

改正

平成 26 年 11 月 4 日条例第 27 号

松原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項各号の事務を処理し、及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に規定する市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関する事項について審議するため、合議制の機関として、松原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長とな

る。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(施行の細目)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 11 月 4 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置条例 (昭和 40 年条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○松原市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 10 月 8 日規則第 50 号

改正

平成 26 年 3 月 28 日規則第 20 号

松原市子ども・子育て会議条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市子ども・子育て会議条例 (平成 25 年条例第 48 号) の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(庶務)

第2条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子ども未来室において行う。

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日規則第 20 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 委員名簿

選出区分	氏 名	所属団体等
事業主を代表する者	一瀬 仁 (令和2年1月まで)	ジャンボフード松原商業協同組合
	大内 勝文 (令和2年2月より)	社会医療法人 垣谷会 明治橋病院 理事・事務長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	吉住 とし子	みつばち保育園 園長
	菊井 智明	学校法人 松原学園 理事長
子ども・子育てに関し学識経験のある者	◎ 渡邊 純	社会福祉法人 東光学園 理事長
	○ 中西 利恵	相愛大学 教授
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	中山 智恵 (令和元年11月まで)	民生委員児童委員協議会
	油谷 智子 (令和元年12月より)	民生委員児童委員協議会
	田崎 由佳	NPO法人 やんちゃまファミリーwith 理事長
市職員	中瀬 保	福祉部長
公募委員	市橋 絵美	保護者
	土田 弘子	保護者

※◎会長、○副会長

第2期松原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：松原市 福祉部 子ども未来室

〒580-8501

大阪府松原市阿保1丁目1番1号

電話：072-337-3118

FAX：072-334-5959